

○蒲郡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

平成20年12月16日

条例第38号

改正 平成29年12月18日条例第27号

(題名改称)

令和2年3月23日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、蒲郡市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（令和2年蒲郡市条例第6号）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(平29条例27・令2条例6・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法（昭和34年法律第24号）の規定の例による。

(令2条例6・一部改正)

(適用区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域（以下「適用区域」という。）は、地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として市長が指定する蒲郡市浜町における区域とする。

2 適用区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、100分の5以上の割合とする。

3 適用区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び規則第3

条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(令2条例6・全改)

(昭和49年6月28日以前に設置された特定工場等に係る面積の算定)

第4条 昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている特定工場が適用区域の範囲内に存する場合であつて、当該特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、前条第2項又は第3項の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.05」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.05」と読み替えるものとする。

(平29条例27・追加、令2条例6・一部改正)

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(平29条例27・旧第1項・一部改正)

附 則（平成29年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。